

令和6年度

品川区任期付職員（区長室副参事（法務担当））採用選考実施要綱

令和6年4月22日
品川區

この採用選考は、品川区の一般任期付職員の採用予定者を決定するために実施するものです。

※一般任期付職員とは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第2項の規定に基づき、あらかじめ任期を定めて採用する職員です。なお、勤務条件については原則として、任期の定めのない常勤職員と同様ですが、一部例外があります。

1. 申込区分（職務の級）・職種・採用予定数・職務内容・受験資格

申込区分 (職務の級)	区長室副参事(課長級)
職 種	法務
採用予定数	1名
職務内容	コンプライアンスに関すること ①いじめ困難事案に係る解決に向けた第三者的助言・法的助言等 ②職員の事件・事故に対する調査対応および対応方針への法的助言等 ③職員の各種ハラスメントに対する調査対応および対応方針への法的助言等
受験資格	年齢を問わず、以下の①～⑥の条件を全て満たしていること ① 日本国籍を有していること ② 司法修習を修了した者又は弁護士法第5条により弁護士となる資格を有する者 ③ 弁護士としての実務経験3年以上（令和6年7月31日現在）の者 ④ 大学卒業後、11年以上（令和6年7月31日現在）の者 ⑤ 地方公務員法第16条のいずれにも該当しないこと（最終ページ《参考》参照） ⑥ 弁護士法第7条のいずれにも該当しないこと（最終ページ《参考》参照） ⑦ 現に品川区の常勤職員でない者

2. 任用予定期間

令和6年8月1日から令和8年3月31日まで

※業務の都合等により、採用日から最長5年まで更新する場合があります。

3. 選考方法

(1) 一次選考

選考方法	書類審査
合格発表	令和6年5月下旬以降（予定） ※合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。

(2) 二次選考（一次選考合格者対象）

選考日	令和6年6月上旬以降（予定）
選考会場	品川区役所 ※詳細は、第一次選考合格発表に併せて通知します。
選考方法	面接
合格発表	令和6年6月中旬以降（予定） ※合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。

※ 特別区人事委員会による承認を経て、最終合格者を決定します。

4. 申込方法

① 申し込み方法

品川区職員採用案内 HP (<https://job.axol.jp/jn/c/shinagawa/public/top>) より申し込みが可能です。HP内の「エントリー」から「一般任期付採用職員/総務部」を選択し、エントリーフォームに基本情報(氏名、住所など)を登録してください。顔写真は、写真データをエントリーフォーム内の「設問1」にて、「.jpg」「.jpeg」「.png」のいずれかのファイル形式でアップロードしてください。ファイルの推奨サイズは、縦560ピクセル、横420ピクセル、縦横比4×3の比率です。



【品川区職員採用案内HP QRコード】

② 受付期間

令和6年4月22日(月) 午前8時30分～

令和6年5月20日(月) 午後5時00分【受信有効】

※ 上記期間内に正常に受信したものを有効とします。なお、予期せぬシステム障害や機器停止等のトラブルについては、一切責任を負いません。

5. 勤務条件等 ※令和6年4月1日現在

(1) 給与

給料は、職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用に関する条例に基づき決定します。【例示】 課長級 給料月額 約44万円(50歳)

※給与改定や制度改正が行われた場合は、その額によります。

※その他、管理職手当、地域手当、期末・勤勉手当、通勤手当等が条例等に基づき支給されます。

※採用後、昇格はありません。昇給は、原則として年1回行われます。

(2) 勤務時間

勤務日:原則として、月曜日～金曜日

勤務時間:午前8時30分～午後5時15分の間で、休憩時間を除き1日あたり7時間45分、週あたり38時間45分の勤務となります。

(3) 休暇等※任期の定めのない常勤職員に準じた制度となります

① 年次有給休暇:令和6年度:年13日、令和7年度:年20日

② その他休暇等:慶弔休暇、夏季休暇などの制度があります。

(4) 服務

任期中は、地方公務員として、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されますので、現在民間企業等に勤務している場合は、一度退職する必要があります。ただし、任期満了後に再び同じ民間企業等に就職することについての制限はありません。

6. 問い合わせ先 ※選考内容・結果についての問い合わせには応じられません。

採用選考について

品川区役所区長室人事課人事係(本庁舎5階)

電話 03-5742-7140(直通) FAX 03-5742-6872

職務内容について

品川区役所区長室総務課コンプライアンス推進担当(第三庁舎4階)

電話 03-5742-3828(直通) FAX 03-5742-3830

個人情報取扱について

個人情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、適切に管理しています。また、ご提出いただいた書類は、規定に基づき保存年限経過後に廃棄します。

《参考》 地方公務員法第16条

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

《参考》 弁護士法第7条（弁護士の欠格事由）

- 次に掲げる者は、第4条、第5条及び前条の規定にかかわらず、弁護士となる資格を有しない。
- 一 禁錮以上の刑に処せられた者
 - 二 弾劾裁判所の罷免の裁判を受けた者
 - 三 懲戒の処分により、弁護士若しくは外国法事務弁護士であつて除名され、弁理士であつて業務を禁止され、公認会計士であつて登録を抹消され、税理士であつて業務を禁止され、又は公務員であつて免職され、その処分を受けた日から3年を経過しない者
 - 四 成年被後見人又は被保佐人
 - 五 破産者であつて復権を得ない者

【品川区役所 案内】

※就業場所は原則敷地内禁煙です

